

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成三十一年財務省令第十八号）新旧対照表

改 正 後

（適用額明細書の提出義務の対象となる法人税関係特別措置）

第四条 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令（平成二十二年政令第六十七号。次項において「令」という。）第二条第二号及び第十二号に規定する財務省令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一 省 略
二 省 略

三 省 略
四 省 略
五 省 略
六 省 略
七 平成三十年改正法附則第九十四条第四項又は第一百十条第四項の規定に

よりなおその効力を有するものとされる平成三十年旧措置法第四十六条の二第一項又は第六十八条の三十三第一項の規定

八 所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号）附則第

五十二条第一項又は第六十九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十三条第一項（同項の表の第一号及び第三号に係る部分に限

改 正 前

（適用額明細書の提出義務の対象となる法人税関係特別措置）

第四条 同 上

一 現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十二号）附則第五十三条第十一項、第十三項若しくは第十四項又は第六十八条第十一項、第十三項若しくは第十四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十七条の規定による改正前の租税特別措置法第四十六条の四第一項、第四十七条第一項若しくは第四十七条の二第一項又は第六十八条の三十三第一項、第六十八条の三十四第一項若しくは第六十八条の三十五第一項の規定

二 同 上
三 同 上

四 平成二十八年改正法附則第九十一条第一項又は第一百四十一条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における平成二十八年旧措置法第四十二条の十二の五第一項又は第六十八条の十五の六第一項の規定

五 同 上
六 同 上
七 同 上
八 同 上

る。〕又は第六十八條の十六第一項（同項の表の第一号及び第三号に係る部分に限る。）の規定
2 令第二條第二十一号に規定する財務省令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一 六 省 略

七 所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号。以下第九号までにおいて「平成三十一年改正法」という。）附則第五十二條第五項又は第六十九條第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成三十一年改正法第十一條の規定による改正前の租税特別措置法（次号及び第九号において「平成三十一年旧措置法」という。）第四十七條の二第一項又は第六十八條の三十五第一項の規定

八 平成三十一年改正法附則第五十三條又は第七十條の規定によりなおその効力を有するものとされる平成三十一年旧措置法第五十五條の二（第二項、第七項及び第九項を除く。）又は第六十八條の四十三の二（第二項、第八項及び第十項を除く。）の規定

九 平成三十一年改正法附則第五十四條又は第七十一條の規定によりなおその効力を有するものとされる平成三十一年旧措置法第五十七條の九第三項又は第六十八條の五十九第三項の規定

附 則

（施行期日）

第一條 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第四條第一項に二号を加える改正規定（第八号に係る部分に限る。）及び次條第二項の規定は、平成三十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二條 別段の定めがあるものを除き、改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第四條の規定は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二條第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）のこの省令の施行の日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人（同法第二條第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。以下同じ。）の同日以後に終了する連

2 同 上

一 六 同 上

七 平成三十年改正法附則第九十四條第四項又は第一百十條第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成三十年旧措置法第四十六條の二第一項又は第六十八條の三十三第一項の規定

結事業年度（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）第二条第一項第六号に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。）に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

2

新規則第四条第一項第八号の規定は、法人の平成三十二年四月一日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度に係る法人税の申告について適用する。